（参考様式）

技術的基準　適合チェックリスト

【留意点】
1　当チェックリストは、盛土規制法の技術的基準に適合するよう設計した計画を、簡易的に確認するためのものです。
審査基準の詳細は申請の手引き第Ⅲ編（技術的基準）に規定していますので、設計を行う際は、必ず申請の手引き第Ⅲ編（技術的基準）に基づき行ってください。
2　対象となる技術的基準には、チェック欄に「✓」を付けてください。
3　申請される計画が、各技術的基準に適合する場合は、チェック事項欄に「✓」を付けてください。
4　対象外とした技術的基準については、審査の中でその妥当性を確認しますので、必ずその理由を整理してください。

ﾁｪｯｸ		技術的基準 □：チェック事項（確認後、「✓」（該当しない項目は「－」））	主な 確認図書
第1　盛土に関する技術的基準			
1　盛土法面の形状（手引きⅢ-6～7頁）　政令第7条、細則別表（第5条関係）			
□	小段形状	□○高さ5m以上の盛土には高さ5m毎に幅 1.5m以上の小段が設計されている	図面
□	小段排水	□○小段には、小段排水溝が設置されており、小段排水溝の両側は、コンクリート等の浸食防止措置を講じる設計となっている	図面
□	地盤面の措置	□○盛土をした崖の上端に続く地盤面には、その崖の反対方向に2～5%の下り勾配が付される設計となっている	図面
2　盛土法面の高さ及び勾配（手引きⅢ-8～9 頁）　細則別表（第5条関係）			
□	盛土の高さ・法面の勾配	□○盛土の高さ及び勾配は、土質に応じて決定され、高さ15m以下、かつ、法面勾配30度以下となっている	図面
□		□○盛土の高さが15m超、又は、盛土法面の勾配30度超となる場合は、安定計算（常時・地震時）により盛土の高さ及び法面の勾配が決定されている	図面 計算書
□		□○火山灰質粘性土や特殊土壌、第4種建設発生土を盛土材料に使用する場合、安定計算（常時・地震時）により盛土の高さ及び法面の勾配が決定されている	図面 計算書
3　盛土の安定性の検討（手引きⅢ-10～14 頁）　政令第7条、省令第 12 条、細則別表（第5条関係）			
□	原則	□○渓流等における盛土高さは、15m以下となっている	図面
□	渓流の大規模盛土	□○渓流等における高さ 15m超の盛土を施工する場合は、安定計算（常時・地震時）により盛土の安定性が確認されている	計算書
□	谷埋め型大規模盛土	□○谷埋め型大規模盛土を施工する場合は、安定計算（常時・地震時）により盛土の安定性が確認されている	計算書
□	腹付け型大規模盛土	□○腹付け型大規模盛土を施工する場合は、安定計算（常時・地震時）により盛土の安定性が確認されている	計算書
□	間隙水圧	□○渓流等における高さ 15m超の盛土を施工する場合、及び谷埋め型大規模盛土を施工する場合は、盛土内に発生する間隙水圧として静水圧を見込んでいる	計算書

（参考様式）

□	特殊土壌	＜特殊土壌等を盛土材料として使用する場合＞ □○火山灰質粘性土や特殊土壌、第4種建設発生土のような盛土の安定性を損なうおそれのあるものを盛土材料として使用する場合は、安定計算（常時・地震時）により盛土の安定性が確認されている	計算書
4　締固め（手引きⅢ-15～16 頁）			政令第7条
□	敷均し・締固め方法	□○以下の内容が図面（平面図や横断面図等）等に明記されている ・ローラーなどの転圧用の建設機械により締固めを行う ・締固めは 30cm 以下ごとに繰り返して行う ・敷均しは、水平薄層施工を行い、高まき施工を行わない	図面
□	締固め管理	□○大規模な盛土（谷埋め型大規模盛土、腹付け型大規模盛土、15m超の盛土）を施工する場合には、以下の内容が図面等に明記されている ・盛土の締固め管理は、締固め度（Dc≧90%）又は空気間隙率（Va≦10%）により行う ○盛土量が少ない、あるいは擁壁延長が短い等の理由でRI計器による管理を行わない場合には、以下の内容が図面等に明記されている ・盛土の締固め管理は、現場密度試験により行う	図面
5　傾斜地盤対策　（手引きⅢ-17 頁）			政令第7条
□	傾斜地盤対策	□○盛土をする前の地盤面の勾配が15度（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合は、以下の内容が図面等に明記されている ・盛土にあたっては、段切り（高さ0.5m以上、幅1.0m以上）を行う ・段切り面には、法尻方向に向かって3～5%程度の排水勾配を設ける	図面
6　土留めその他の措置（手引きⅢ-18 頁）			政令第 7 条
□	土留め等	□○盛土全体の安定性の検討を行った結果、安全性の確認ができない場合には、工法、施工性等を十分に検討した上で、地滑り抑止杭やグラウンドアンカー等の措置を講じる設計となっている	図面 計算書
7　原地盤対策（手引きⅢ-19～30 頁）			細則別表（第5条関係）
□	軟弱地盤対策	□○軟弱地盤の分布が予想される土地で盛土を行う場合や、盛土に伴う事前の調査ボーリングの結果から地層に粘土等の存在が明らかになった場合には、各種試験を行い、軟弱地盤であるか否かの判断がされている	図面 計算書
□		□○軟弱地盤であると判定された場合には、安定計算が行われ、軟弱地盤対策の検討が適切に行われている	図面 計算書
□	液状化対策	□○液状化マップや地質調査データの資料等から液状化が発生するおそれのある土地において盛土を行う場合には、液状化判定が各種試験により実施されている	図面 計算書
□		□○液状化判定の結果、液状化の発生のおそれのある場合には、原地盤を含む盛土全体に対する影響度を把握し、その結果、盛土全体の安定が図られない場合には、液状化対策の検討が適切に行われている	図面 計算書
□	原地盤対策	□○盛土をする原地盤について、以下の内容が図面等に明記されている ・伐開除根、草木の除去を行う ・極端な凹凸及び段差はできるだけ平坦にかき均す	図面
第 2　切土に関する技術的基準			
1　切土法面の勾配（手引きⅢ-31～33 頁）			政令第7条ほか、細則別表（第5条関係）
□	小段形状	□○切土によって生じる法面の高さが5m以上の場合には、高さ5mごとに幅 1.5 m以上の小段が設計されている	図面

（参考様式）

□	地盤面の措置	□○切土をした崖の上端に続く地盤面には、その崖の反対方向に2～5%の下り勾配が付される設計となっている	図面
□	法面の勾配	□○切土法面の勾配は、35 度以下、又は土質に応じた擁壁の設置を要しない勾配となっている	図面
2 切土法面の安定性の検討（手引きⅢ-34～35 頁）			政令第7条
□	安定性の検討	□○切土をした後の地盤に、滑りやすい土質の層があると想定される場合には、適切な措置が検討され、設計されている	図面 計算書
第３ 擁壁に関する技術的基準			
1 擁壁の設置義務（手引きⅢ-36～40 頁）			政令第8条
□	擁壁の設置	□○擁壁設置にかかる判定フロー（盛土・切土）（手引きⅢ-39、40 頁）により、擁壁の設置の要否が適切に判断されている	図面
2 擁壁の設置義務の緩和（Ⅲ-41～43 頁）			細則第5条
□	擁壁の設置義務の緩和	□○擁壁の設置義務の緩和を行う場合には、計画地が災害の防止上支障がないと認められる土地であること等、適切な判断がされている	図面
□		□○擁壁の設置義務の緩和を行う場合には、細則第5条に規定する工法が適切に選定され、設計されている	図面
3 擁壁の構造 （Ⅲ-44～45 頁）			政令第８条ほか、細則別表（第5条関係）
□	擁壁の構造	□○義務設置擁壁及び任意設置擁壁は、図-Ⅲ.2.3.10（手引きⅢ-44 頁）に示す構造形式から選定されている	図面
4 鉄筋CO造及び無筋CO造の擁壁の設計（Ⅲ-46～57 頁）			政令第９条、細則別表（第5条関係）
□	計算条件	□○高さ5mを超える擁壁や大規模盛土の設置する擁壁、高さ 15mを超える切土に設置する擁壁は、地震時の検討を行っている	計算書
□		□○擁壁の安定計算及び部材計算に使用する値は、表-Ⅲ.2.3.6（手引きⅢ-48 頁）により適切に設定されている	計算書
□	設計定数	□○設計定数（背面土、基礎地盤、積載荷重、自重、地震時の荷重）は、審査基準（手引きⅢ-48～50 頁）により適切に設定されている	計算書
□	土圧の算定	□○土圧の算定（土圧の作用面と壁面摩擦角、主働土圧、受働土圧、地震時土圧）は、審査基準（手引きⅢ-50～55 頁）により適切に設定されている	計算書

（参考様式）

□	安定性	□○安定性（転倒、滑動、沈下）は、審査基準（手引きⅢ-55～57 頁）により適切に検討され、全ての条件において安全率が満足されている	計算書
5 部材の応力（Ⅲ-58～59 頁） 政令第 9 条、建築基準法施行令第 90 条ほか			
□	構造部材の設計	□○擁壁の構造部材の断面算定は許容応力度法により決定され、土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を超えていない	図面 計算書
□	使用鉄筋	□○鉄筋は、SD295A、SD295B 又は SD345 の異形鉄筋が用いられている	図面
□	CO設計基準強度	□○コンクリートの設計基準強度は、無筋コンクリート部材は 18N/㎟以上、鉄筋コンクリート部材は 21N/㎟以上となっている	図面
6 擁壁の基礎地盤（Ⅲ-60～65 頁） 政令第 9 条、第 10 条、建築基準法施行令第 93 条			
□	地耐力	□○地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が示す方法（手引きⅢ-61 頁）により地盤調査を行い、その結果に基づいて定められている ○ただし、現況地盤の状況が明らかで、地盤の下層部も同等以上の支持力が見込まれる場合は、表-Ⅲ.2.3.14（手引きⅢ-62 頁）に示す数値を使用することができるが、この場合には、以下の内容が図面等に明記されている ・着工後に現地試験等により基礎地盤の許容応力度を確認し、設計上の許容応力度を上回ることを確認する	計算書
□	擁壁基礎の設置	□○斜面上に擁壁を設置する場合には、擁壁基礎前端より擁壁の高さの 0.4H以上で、かつ 1.5m以上だけ土質に応じた勾配線（表-Ⅲ2.3.18（手引きⅢ-64））より後退させ、その部分はコンクリート打ち等により風化浸食のおそれのない状態となるよう設計されている	図面
□		□○擁壁上部に斜面がある擁壁にあっては、図-Ⅲ2.3.23（手引きⅢ-65）に示すように、原地盤から土質に応じた勾配線表-Ⅲ.2.3.18（手引きⅢ-65）が斜面と交差した点までの垂直高さを崖高さ（H）と仮定し、擁壁はその崖高さに応じた構造となっている	図面
□		□○コンクリート造の擁壁であって、擁壁の上に斜面がある場合、もしくは余盛り部分を設ける場合は、当該部分が擁壁に及ぼす土圧を考慮した構造となっている	図面 計算書
□		□○多段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう上部擁壁の根入れの深さを深くする、基礎地盤を改良する、あるいは杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を確保する措置が計画されている	図面 計算書
7 練積み造の擁壁の設計（Ⅲ-66～69 頁） 政令第 10 条			
□	形状	□○擁壁の形状が、表-Ⅲ2.3.20（手引きⅢ-68 頁）に定める形状に合致しており、いずれの場合であっても、高さ5m以下となっている	図面
□	設計	□○擁壁背面に図-Ⅲ.2.3.26（手引きⅢ-69 頁）に示すとおり裏込め材が配置されている	図面

□		□○擁壁の上部に必要以上の積載荷重がかからない設計となっている （擁壁に作用する積載荷重が5kN/㎡以下となっている）	図面
8 練積み擁壁の根入れ（Ⅲ-70～72 頁）			政令第 10 条
□	根入れ	□○練積み擁壁の根入れの深さは、表-Ⅲ.2.3.21（手引きⅢ-70 頁）により設計されている	図面
□		□○各種擁壁においても、擁壁底板が地表に露出しないよう根入れが十分に確保されている	図面
9 国土交通大臣認定擁壁（Ⅲ-73～74 頁）			政令第 17 条、細則別表（第5条関係）
□	設計条件	□○以下の1～5に該当する国土交通大臣認定擁壁を使用する場合には、認定区分が大地震対応で設計されている 1 高さ5mを超える擁壁 2 谷埋め型大規模盛土に設置する擁壁 3 腹付け型大規模盛土に設置する擁壁 4 高さ 15mを超える盛土に設置する擁壁 5 高さ 15mを超える切土に設置する擁壁	図面 認定書
□		□○国土交通大臣認定擁壁の認定条件（積載荷重、根入れ、背面土及び基礎地盤の土質、土質定数等）に適合した計画である	図面 認定書
10 任意設置擁壁（Ⅲ-75～76 頁）			政令第 13 条、建築基準法施行令第 142 条ほか
□	任意設置擁壁	□○高さ2mを超える任意設置擁壁を施工する場合、義務設置擁壁と同様の基準により設計されている	図面 計算書
11 構造細目（Ⅲ-77～84 頁）			政令第 11 条、第 13 条、建築基準法施行令第 142 条ほか
□	伸縮目地	□○伸縮継目が次の①②に示す箇所に設置される計画となっている ① 伸縮継目は次の箇所に設け、基礎部分まで切断する ・擁壁長さ 20m以内ごと ・地盤の変化する箇所 ・擁壁の高さが異なる箇所 ・擁壁の材料・構法が異なる箇所 ② 擁壁の屈曲部においては、伸縮目地の位置を隅角部から2mかつ擁壁の高さ分だけ避けて設置する設計となっている	図面
□	隅角部の補強	□○擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強する設計となっている（隅角部の補強方法は、図-Ⅲ.2.3.33（手引きⅢ-79 頁）を参照）	図面
□	水抜穴	□○水抜穴の配置は、3㎡以内ごとに少なくとも1箇所、千鳥式となるよう設計されている	図面
□		□○水抜穴の構造は、以下のとおり設計されている ・内径は、75 ㎜以上とすること。 ・排水方向に適当な勾配を確保すること。 ・水抜穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれない、耐水材料のものを使用すること。 ・水抜穴の背後には、水抜穴から流出しない程度の大きさの砂利等（吸出し防止材を含む）を設置し、砂利、砂、背面土等が流出しない構造とすること。	図面

□	透水層	□○透水層は、以下のとおり設計されている ・擁壁の背面の全面に透水層（砕石等）を設ける ・透水層の最下部には、不透水層となる止水コンクリートを設ける ・擁壁裏面に透水マットを設ける場合は、擁壁用透水マット協会の認定品を使用し、図-Ⅲ.2.3.36（手引きⅢ-82 頁）を参考に設計する	図面
□	鉄筋の継手・定着	□○引張鉄筋の定着される部分の長さは、主鉄筋に溶接する場合を除き、その径の 40 倍以上となるよう設計されている	図面
□	配筋	□○配筋は、以下のとおり設計されている ・主鉄筋はコンクリートの引張側に配置する ・組立鉄筋を用心鉄筋より擁壁の表面側に配置する ・幅止め筋は、千鳥配置とする ・鉄筋のかぶりは、竪壁で4㎝以上、底版では6㎝以上とする	図面
第４　崖面崩壊防止施設に関する技術的基準			
１　崖面崩壊防止施設の設置（手引きⅢ-85～86 頁）　政令第6条、第 14 条、省令第 11 条			
□	設置条件	□○崖面崩壊防止施設の設置にあたっては、以下の全ての条件に該当している ・擁壁が設置できない土地である ・地盤の支持力が小さく不同沈下が懸念される又は湧水や常時流水等が認められる土地である ・土地利用計画、周囲の状況（保全対象との位置関係等）等から勘案して、地盤の変形を許容できる土地である	図面
２　崖面崩壊防止施設の設計（手引きⅢ-87～93 頁）　政令第 14 条、省令第 31 条			
□	根入れ	□○選定する工種や設置箇所の特性を考慮の上適切な根入れが設定され、地盤の変動等の影響を受けない地山まで根入れを行う設計となっている	図面
□	基礎地盤	□○崖面崩壊防止施設を設置する基礎地盤の許容応力度については、原則として現地試験等により設定されている ○地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ表-Ⅲ.2.3.14 又は表-Ⅲ.2.4.2（手引きⅢ-88 頁）に示す数値を使用することができるが、この場合には、以下の内容が図面等に明記されている ・着工後に現地試験等により基礎地盤の許容応力度を確認し、設計上の許容応力度を上回ることを確認する	図面
□	構造	□○崖面崩壊防止施設の構造は、以下のとおり設計されている ・地盤の変動が生じた場合にも、崖面と密着した状態を保持することができる構造である ・施設背面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造である ・施設及び崖面の高さ、構法に応じた適切な部材が選定されている	図面

□	安定性	□○安定性（転倒、滑動、沈下）については、以下の全ての条件を満足している （常時） ・施設全体の抵抗モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること ・施設底面における滑動に対する抵抗力が滑動力の 1.5 倍以上であること ・最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること （地震時） ・施設全体の抵抗モーメントが転倒モーメントの 1.0 倍以上であること ・施設底面における滑動に対する抵抗力が滑動力の 1.0 倍以上であること ・最大接地圧が、地盤の短期許容応力度以下であること ※以下の条件下にあっては、地震時の検討を行うこと ・施設の高さが8mを超える場合 ・施設の倒壊が付近に重大な影響を与えるおそれが大きい場合 ・施設の倒壊等の被害が生じた際に、復旧が極めて困難な場合 ・その他、現地の状況から地震動を考慮する必要があると認められる場合	計算書
□	部材の応力度	□○躯体の最大応力に対して破壊を引き起こさない設計となっている	計算書
□	設計定数	（背面土） □○崖面崩壊防止施設の設計に用いる土質定数（単位体積重量γ、内部摩擦角ϕ及び粘着力 c 等）について、表-Ⅲ.2.3.7、表-Ⅲ.2.3.8（手引きⅢ-89、90 頁）の値を使用する場合、粘着力 c は考慮していない	図面 計算書
□		（基礎地盤） □ ○摩擦係数μについては、土質試験結果から以下の式により求めている 摩擦係数 $\mu=\tan\phi_B$ ϕ_B:基礎地盤の内部摩擦角 （ただし、上記によることが適当でない場合においては、表-Ⅲ.2.4.3（手引きⅢ-90 頁）の値を使用することができる） ○基礎地盤が土の場合、摩擦係数μの値は 0.6 を超えていない ○表-Ⅲ.2.4.3（手引きⅢ-90 頁）の摩擦係数を用いる場合には、付着力C_B=0としている	図面 計算書
□		（地震時の荷重） □○設計に用いる設計水平震度 K_h は、0.25 以上となっている	計算書
□	土圧の算定	□○補強土壁においては壁面摩擦角δが常時及び地震時ともに$\delta=\phi$となっている	図面 計算書
第 5 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準			
1 法面の保護（手引きⅢ-94～99 頁） 政令第 15 条			
□	工法等の選定	□○盛土又は切土により生じる崖面（本法に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合を除く。）及び崖面以外の地表面の保護方法は、表-Ⅲ.2.5.2（手引きⅢ-95 頁）によるものとし、工法については、盛土法面は図-Ⅲ.2.5.3（手引きⅢ-96 頁）、切土により生じた法面は図-Ⅲ.2.5.4（手引きⅢ-97 頁）により選定されている	図面
□		□○植生可能な箇所では法面緑化工が選定され、植生に適さない箇所又は法面緑化では安定性が確保できない箇所では構造物による法面保護工が選定されている	図面
第 6 排水・防災施設に関する技術的基準			
1 排水施設の設計（手引きⅢ-100～113 頁） 政令第 16 条、細則別表（第5条関係）			

□	排水施設の設置箇所（全般）	□○次に掲げる箇所において排水施設が設置されている ① 盛土法面及び切土法面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端 ② 法面周辺から流入し又は法面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所 ③ 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部 ④ 湧水又は湧水のおそれがある箇所 ⑤ 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所 ⑥ 渓流等の地表水や地下水が流入する箇所 ⑦ 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所 ⑧ その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所	図面
□	排水施設の構造（全般）	□○排水施設の構造は、以下に適合している ・排水施設の構造は、堅固で耐久性を有する構造とする ・排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、施工継手からの漏水を最小限とする措置が講じられている ・管渠の勾配及び断面積は流量計算により求める ・排水施設は、暗渠構造においては次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられている ① 管渠が始まる箇所 ② 排水の流下方向又は勾配が著しく変化する箇所 ③ 管渠の長さがその内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所 ・ます又はマンホールに、蓋が設けられている ・ますの底に、深さ 150mm 以上の泥だめが設けられている	図面
□	法面の排水施設等	（法面の排水施設） □○法面を流下する地表水や浸透水等を防止するため、地形や地質等に応じて基準に適合した法肩排水溝、小段排水溝、縦排水溝、法尻排水溝を適切に設置する計画となっている ○特に以下の場合には、法肩排水溝、小段排水溝、縦排水溝、法尻排水溝の全てを設置する計画となっている ① 渓流等における盛土、腹付け型大規模盛土、高さ 15mを超える盛土を施工する場合 ② 盛土外部からの地表水の流入が想定される場合	図面
□		（切土法面の排水施設） □○切土法面に湧水等が確認された場合には、暗渠排水工を設置する計画となっている ○切土法面の深い位置に滞水層があり、湧水等がある場合には、水平排水孔を設置する計画となっている	図面
□		（法肩排水溝） □○法肩に外部からの地表水の流入が想定される場合は、表面水が法面に流入しないよう、法肩に沿って法肩排水溝を設ける計画となっている ○法肩排水溝は、図-Ⅲ.2.6.6（手引きⅢ-104 頁）を参考に設計されている	図面
□		（縦排水溝） □○法肩排水溝及び小段排水溝を設置する場合には、集められた地表水等を法尻排水溝に導くため、法面に沿って縦排水溝を設置する計画となっている （ただし、縦排水溝に代わる施設を設置する場合は、この限りではない。） ○縦排水溝は、以下に適合している ・縦排水溝の間隔は 20m程度とする ・縦排水溝は、できる限り地形的に凹部の水の集まりやすい箇所を選定する ・水の跳ね出しによる縦排水溝の両側の洗掘を防止するため、勾配変化点等における跳水防止版の設置や両側面の土砂部を横断勾配を付けたコンクリート張りで保護する等の措置を講ずる	図面

		・縦排水溝が他の水路と合流する箇所や流れの方向が急変するところには、ますを設け、簡単な土砂溜を作り流水の減勢を図る なお、ます及びますの上下流側には周辺への影響を考慮し、蓋を設ける ○縦排水溝は、図-Ⅲ.2.6.8 を参考に設計する	
□		（法尻排水溝） □○原則として鉄筋コンクリートU型溝を用いる計画となっている ○法尻排水溝の流末は、排水能力のある施設に接続する計画となっている ○側道の排水施設や路面排水施設と兼用する場合には、管理者と協議するとともに、流量計算により適切に排水ができることを確かめられている ○法尻排水溝は、図-Ⅲ.2.6.9 を参考に設計されている	図面
□		（暗渠排水工（切土法面）） □○部分的な範囲に湧水が集中している場合は、溝を掘り、有孔管による暗渠等で処理を行い、排水施設に導く計画となっている ○暗渠排水工は暗渠排水管又は砕石構造とする計画となっている ○暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻す計画となっている	図面
□		（水平排水孔（切土法面）） □ 水平排水孔は、2m以上かつ勾配は 10%以上とする計画となっている	図面
□	地表水排除工の断面等	（計画流量の算定） □ 排水施設は流域単位で考えるものであり、地形の状況により、開発区域外の土地の部分も排水面積に含めて算定されている	図面 計算書
□		（計画流量の算定） □○排水施設の計画流量を定めるために用いる計画流出量（Q）は、手引きⅢ-107 頁の②の合理式により行っている ○土砂等の堆積による通水断面の縮小を考慮し、断面積2割程度の余裕を見込んで断面を決定している	計算書
□		（流出係数） □○富士山系のような特殊な地形を除いて、一般に表-Ⅲ.2.6.2（手引きⅢ-107 頁）に示す一般値を使用している ○流出係数は流域の開発によって大きく変化することが多いため、計画値として採用する値は流域の開発計画等を十分織り込んでいる	計算書
□		（降雨強度） □○区域内の排水施設の管渠の勾配及び断面積を設計するために用いる降雨強度は、5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いている ○具体的には、次のア、イのいずれかとする。ただし、放流先の管理者が別途定めた場合はこの限りではない。 ア 到達時間（＝継続時間）から計算により求めた5年確率降雨強度 イ 調整池の容量設計に用いる降雨継続時間を 30 分とした場合の 50 年確率降雨強度	計算書
□		（計画排水量） □○排水施設の設計流速は、排水施設の摩耗や土砂堆積が生じないよう配慮することとし、表-Ⅲ.2.6.5（手引きⅢ-108 頁）により設計されている ○排水施設の断面積は、汚水にあっては計画時間最大汚水量を、雨水にあっては計画雨水量を有効に排出できるものである ○排水施設の流量は、マニングの式を用いて算出されている	計算書

□	盛土内の排水施設等	（盛土内の排水施設） □○盛土内の地下水等が速やかに排除されるよう、地形や地質等に応じて基準に適合した暗渠排水工、基盤排水層及び水平排水層を適切に設置する計画となっている ○特に以下の場合には、暗渠排水工、基盤排水層、水平排水層の全てを設置する計画となっている ① 渓流等における盛土、腹付け型大規模盛土、高さ 15mを超える盛土を施工する場合 ② 盛土前の地山に湧水が確認された箇所に盛土をする場合 ③ 地下水位の高い箇所に盛土をする場合 ④ 圧密排水が想定される軟弱地盤や粘土層の上に盛土をする場合 ⑤ 盛土の安定性が懸念される盛土材料（火山灰質粘性土、山砂、富士マサ等）を使用する場合	計算書
□		（暗渠排水工） □○暗渠排水工は、表-Ⅲ.2.6.7（手引きⅢ-110 頁）によることを基本とし、図-Ⅲ.2.6.12 及び図-Ⅲ.2.6.13（手引きⅢ-110 頁）を参考に設計されている ○流域等が大規模な場合は、流量計算の上適切に排出できる規格になっている	計算書
□		（基盤排水層） □ 基盤排水層は、表-Ⅲ.2.6.8（手引きⅢ-111 頁）によることを基本とし、図-Ⅲ.2.6.14（手引きⅢ-111頁）を参考に設計されている	計算書
□		（水平排水層） □○水平排水層は、表-Ⅲ.2.6.9（手引きⅢ-112 頁）によることを基本とし、図-Ⅲ.2.6.15 及び図-Ⅲ.2.6.16（手引きⅢ-112 頁）を参考に設計されている ○雨水及び地表水が浸透するおそれが無い場合を除き、盛土の小段ごとに水平排水層を配置する計画となっている ○水平排水層の末端部（小段）に小段排水溝を設ける計画となっている	計算書
□	地下水排除工の断面等	（処理水量） □○地下水排除工は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定し、計画地下排水量を有効かつ適切に排出できるものとなっている	計算書
□		（暗渠の通水能力） □○暗渠の通水能力は、手引きⅢ-113 頁のア～ウから求めたものとなっている	計算書
2 放流先の検討（手引きⅢ-114～119 頁）			細則別表（第5条関係）
□	協議・同意	□○宅地造成等に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、放流先の管理者と協議及び同意を得ている	協議書
□	流下能力	□○放流先の流下能力の検討にあっては、図-Ⅲ.2.6.19（手引きⅢ-116 頁）及び①、②の算定式（手引きⅢ-116 頁）により検討を行っている	計算書
□		□○放流先の流下能力が1年確率以上の降雨強度の雨量を有効に排出できるものとなっている	計算書
□	調整池	□○1 年確率以上の降雨強度の雨量を有効に排出できる放流先の場合であって、当該放流先の排水能力が集中豪雨時の一時的集中排水時に不十分な場合には、放流先の管理者との協議、同意を得た上で、調整池が計画されている	協議書 計算書
□		□○調整池の構造形式は、表-Ⅲ.2.6.13（手引きⅢ-118 頁）によるものとなっている	図面

□		□○調整池の設計は、「都市計画法施行令第 26 条第 2 号（河川等への排水）の設計基準について（平成 7 年 5 月 26 日付け都計第 181 号）」、「河川管理施設等構造令」、「建設省河川砂防技術基準（案）」のほか、表-Ⅲ.2.6.14（手引きⅢ-119 頁）によるものとなっている	図面 計算書
3　工事施工中の防災措置（手引きⅢ-120～121 頁）　細則別表（第5条関係）			
□	施工時期	□○工事施工中の防災措置の施工時期は、本工事の着手前に施工する計画となっている	工程表
□	設計	□○堀込式の沈砂池は、法勾配が 1：2.0 より緩くなっている	図面
□		□○流出土砂の防止施設における流出土砂量の推定は、表-Ⅲ.2.6.16（手引きⅢ-121 頁）によるものとなっている	図面